

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において都道府県計画で記載すべき事項		本計画における対応（章）
必須	都道府県設定区域の設定	第6章
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第6章
必須	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事	第6章
必須	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
必須	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	第6章
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	第3章
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第6章
任意	教育・保育情報の公表に関する事項	第6章
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	第10章

1. 都道府県設定区域の設定

基本的な指針（※）において、都道府県における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域として都道府県設定区域を設定することとされています。

大阪府では、府と市町村で設置している圏域会議のブロック割である7ブロックを都道府県設定区域として設定します。

（※）基本的な指針：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

大阪府が設定する都道府県設定区域

区域	市町村名
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み及びその提供体制

大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとします。

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
大阪市	7年度	13,198	37,304	50,502	69,941	4,557	5,919	11,556	11,159	11,280	13,001
	8年度	11,689	37,811	49,500	69,441	4,557	5,919	11,556	11,159	11,230	14,877
	9年度	10,465	38,371	48,836	68,982	4,557	5,919	11,556	11,159	12,784	15,008
	10年度	9,058	40,311	49,369	69,441	4,557	5,919	11,556	11,159	13,118	15,555
	11年度	8,005	42,701	50,706	70,707	4,557	5,919	11,556	11,159	13,480	15,998
堺市	7年度	5,999	10,971	16,970	27,941	3,142	3,315	11,269	10,637	3,818	3,825
	8年度	5,560	11,011	16,571	27,541	3,176	3,437	11,433	11,058	3,745	3,850
	9年度	5,153	10,591	15,744	27,141	3,185	3,450	11,634	11,345	3,721	3,850
	10年度	4,776	10,261	15,037	26,741	3,197	3,470	11,663	11,562	3,650	3,850
	11年度	4,426	10,001	14,427	26,441	3,202	3,421	11,715	11,616	3,586	3,850
北摂	7年度	21,561	20,804	42,365	52,927	3,142	3,315	11,269	10,637	11,553	11,075
	8年度	20,881	20,949	41,830	52,710	3,176	3,437	11,433	11,058	11,690	11,496
	9年度	20,264	20,976	41,240	52,546	3,185	3,450	11,634	11,345	11,900	11,795
	10年度	19,441	20,955	40,396	52,149	3,197	3,470	11,663	11,562	11,964	12,012
	11年度	19,011	21,101	40,112	52,172	3,202	3,421	11,715	11,616	12,014	12,066

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
北河内	7年度	8,222	13,419	21,641	28,628	2,402	2,186	4,731	4,908	4,867	5,354
	8年度	7,856	12,989	20,845	28,708	2,366	2,192	4,719	4,923	4,753	5,369
	9年度	7,545	12,666	20,211	28,703	2,369	2,192	4,690	4,923	4,727	5,369
	10年度	7,175	12,254	19,429	28,674	2,352	2,186	4,656	4,929	4,674	5,375
	11年度	6,975	12,075	19,050	28,666	2,340	2,186	4,619	4,929	4,637	5,375
中河内	7年度	5,782	10,122	15,904	19,577	1,132	1,289	2,904	2,675	3,307	3,310
	8年度	5,562	9,865							3,268	3,316
	9年度	5,416	9,647							3,256	3,318
	10年度	5,260	9,483							3,213	3,317
	11年度	5,144	9,392							3,180	3,317
南河内	7年度	4,433	6,645							2,739	2,544
	8年度	4,205	6,594							2,658	2,677
	9年度	4,012	6,506							2,672	2,701
	10年度	3,911	6,407							2,634	2,733
	11年度	3,790	6,303							2,600	2,748
泉州	7年度	7,216	11,090							4,477	4,395
	8年度	6,940	10,801							4,346	4,474
	9年度	6,644	10,463							4,411	4,457
	10年度	6,403	10,262	16,665	20,608	1,053	1,538	4,122	4,135	4,376	4,471
	11年度	6,205	10,104	16,309	20,478	1,034	1,534	4,066	4,108	4,316	4,462
府内全域	7年度	66,411	110,355	176,766	227,465	14,671	16,965	40,756	38,965	42,041	43,504
	8年度	62,693	110,019	172,712	226,094	14,540	17,829	42,264	41,456	41,690	46,059
	9年度	59,499	109,229	168,728	225,681	14,398	17,877	42,364	41,865	43,471	46,498
	10年度	56,024	109,946	165,970	226,240	14,308	18,045	42,566	42,603	43,629	47,313
	11年度	53,556	111,689	165,245	226,208	14,201	18,164	42,740	43,102	43,813	47,816

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数

基本的な指針において、認定こども園への移行促進のため、都道府県設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員総数が量の見込みとして必要とされる利用定員総数を超えていたとしても、量の見込みとして必要とされる利用定員総数に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることができると示されています。

この「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について、政令市・中核市については各市の子ども・子育て支援事業計画において定めることになっています。したがって、大阪府で定める数は、政令市・中核市を除いた市町村の数となります。

なお、大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は、認定こども園への移行促進を図るため、政令市・中核市を除く府内市町村が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」として設定を希望する数を集計したものです。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」 (令和7年度から令和11年度までの5年間における数)

区域	1号認定	2号認定	3号認定
北摂（高槻市・豊中市・吹田市を除く）	204	004	461
北河内（枚方市・寝屋川市を除く）			0
中河内（東大阪市・八尾市を除く）			24
南河内			62
泉州			46
大阪府で定める数	7,515	1,343	993

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(参考) 政令市・中核市を含む大阪府全体として定める数

区域	1号認定	2号認定	3号認定
大阪府(再掲)	7,515	1,343	993
大阪市	948	1,150	345
堺市	2,172	529	95
東大阪市	0	30	9
高槻市			0
豊中市			0
枚方市			5
八尾市			3
寝屋川市			0
吹田市			0
大阪府全体として定める数	25,351	14,277	9,010

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

大阪府の都道府県区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は次のとおりとします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
大阪市	幼保連携型	1	0	0	0	0
	それ以外	21	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0
堺市	幼保連携型	0	0	0	0	0
	それ以外	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
北摂	幼保連携型	0	0	4	0	1
	それ以外					0
	計					1
北河内	幼保連携型					0
	それ以外					0
	計					0
中河内	幼保連携型					0
	それ以外					0
	計					0
南河内	幼保連携型					2
	それ以外					0
	計					2
泉州	幼保連携型	5	1	2	1	0
	それ以外	0	0	1	0	0
	計	3	1	3	1	0
府内全域	幼保連携型	29	35	10	3	3
	それ以外	32	8	1	0	0
	計	61	43	11	3	3

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。

そのために、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(3) 教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

全ての子どもの健やかな育ちを保証していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士、幼稚園教諭等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、大阪府幼児教育センター（注1）による幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした合同研修の実施（注2）や幼児教育に関する調査研究、情報提供などの幼児教育の振興・充実に向けた取組、市町村や関係機関との連携による研修等の実施により、その専門性の向上を図ります。

また、施設設備等の良質な環境の確保も必要となることから、整備を行おうとする市町村や設置者が適切に補助を受けられるよう、大阪府として支援を行います。

(注1) 大阪府幼児教育センター

大阪府の幼児教育の拠点として、「幼児教育推進指針」に基づき、幼児教育の主たる担い手である市町村や設置者の理解と協力を得ながら、幼児教育に携わる保育者（幼稚園・保育所・認定こども園等）の資質・能力の向上や、幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、幼児教育の充実に努めることを目的とします。

(注2) 合同研修の実施

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、次のような研修を実施します。

- ・ 幼保連携型認定こども園等研修
- ・ 保育技術専門研修
- ・ 幼児教育人権教育研修
- ・ 幼児教育フォーラム
- ・ 幼児教育アドバイザー育成研修等

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

幼児教育推進指針の概要

【基本理念】

児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として
幼児期に「他者への基本的信頼感」「自律性」「自発性」を培う

幼稚園・保育所・認定こども園等の
教育機能の充実

【基本方針】

家庭・地域における
教育力の向上

[1] 幼稚園・保育所・認定こども園等の教育機能の充実

(1) 教育・保育内容の充実

- ア) 教育・保育課程の編成
- イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項
 - 「体力向上の基礎を培う取組」
 - 「食に関する取組」
 - 「協同する経験を重ねる取組」
 - 「規範意識の芽生えを培い育てる取組」
 - 「思考力を育てる取組」
 - 「言葉による伝え合いを大切にす取組」
- ウ) 健康・安全への取組と危機管理体制の整備
- エ) 障がいのある子どもに対するきめ細かな対応の推進
- オ) 海外から帰国した子どもや外国にルーツのある子どもへの支援
- カ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実
- キ) 自己評価等と情報提供の推進

(2) 発達や学びの連続性を踏まえた 幼児教育の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携
- イ) 認定こども園制度の普及・促進
- ウ) 預かり保育の充実

[2] 家庭・地域における教育力の向上

(1) 教育コミュニティづくりの主体的な推進

- ア) 教育コミュニティへの幼稚園・保育所・認定こども園等の参画を促進
- イ) 地域のこどもを地域で育てる取組の推進
- ウ) 地域が学校を支援する取組を進めるため、地域学校協働活動の促進

(2) 保護者の学習機会の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等が行う各種講座や相談事業等の充実
- イ) 市町村における家庭教育（子育て）に関する多様な学習・交流機会の拡充
- ウ) 地域における家庭教育（子育て）支援のネットワークの拡充

(3) 子育て支援と相談体制の充実

- ア) 園庭開放や子育て相談の実施など、日常的な子育て相談や支援の取組の推進
- イ) 保護者どうしの交流や、子どもと大人との交流活動の充実

(4) 教育・保育を受ける権利の保障

- ア) 児童虐待や子どもの貧困問題に対する、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策
- イ) スクールソーシャルワーカーの活用や福祉との情報共有、関係機関との連携など、子どもの貧困対策を総合的に推進

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

子ども・子育て支援法で、市町村は一時預かりや放課後児童クラブといった地域子ども・子育て支援事業を実施することとなっています。

次のページから示しているものは、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制を、大阪府の都道府県設定区域ごとに集計したものです。

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	7年度	73	73	18,961	20,961	46,191	46,191
	8年度	98	99	19,292	22,565	45,502	45,502
	9年度	123					44,646
	10年度	148					43,683
	11年度	173					42,145
堺市	7年度	7					1,532
	8年度	7					1,156
	9年度	7					1,073
	10年度	7					1,400
	11年度	7					1,022
北摂	7年度	52					1,761
	8年度	81					2,720
	9年度	83	74	15,523	22,087	25,138	23,523
	10年度	83	79	15,426	22,351	25,600	24,210
	11年度	83	81	15,396	22,550	25,440	24,287

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
北河内	7年度	23	23	9,212	7,361	13,765	7,436
	8年度	23	23	8,936	6,451	13,504	7,427
	9年度	23	23	8,736	6,397	13,290	7,466
	10年度	23	23	8,502	6,306	13,173	7,520
	11年度	23	23	8,388	6,278	13,145	7,483
中河内	7年度	7	7	7	7	9,548	9,548
	8年度	7	7	7	7	9,790	9,790
	9年度	7	7	7	7	10,018	10,018
	10年度	7	7	7	7	10,170	10,170
	11年度	7	7	7	7	10,222	10,222
南河内	7年度	25	25	25	25	6,843	6,843
	8年度	25	25	25	25	6,856	6,856
	9年度	26	26	26	26	6,819	6,819
	10年度	27	27	27	27	6,799	6,799
	11年度	28	28	28	28	6,726	6,726
泉州	7年度	35	35	35	35	10,180	10,180
	8年度	35	34	5,338	8,338	10,224	10,224
	9年度	35	34	5,457	8,137	10,165	10,259
	10年度	36	35	5,382	8,030	9,953	10,225
	11年度	36	35	5,306	7,905	9,723	10,165
府内 全域	7年度	222	199	65,247	72,965	120,623	113,491
	8年度	276	257	64,851	73,389	120,778	113,675
	9年度	304	290	64,764	73,330	120,126	113,504
	10年度	331	322	64,761	74,017	118,880	113,007
	11年度	357	350	65,126	74,606	118,328	111,050

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人回)	確保方策 (施設数)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
大阪市	7年度	115,875	106,299	564,741	170	1,464	1,464
	8年度	116,863	116,863	567,019	176	1,451	1,451
	9年度	118,760	118,760	570,599	176	1,450	1,450
	10年度	121,237	121,237	567,751	176	1,449	1,449
	11年度	124,505					1,460
堺市	7年度	2,285					710
	8年度	2,220					720
	9年度	2,161					730
	10年度	2,098					740
	11年度	2,038					750
北摂	7年度	52,048					1,038
	8年度	52,738					1,035
	9年度	52,815					1,023
	10年度	53,562					1,018
	11年度	54,223	97,824	530,998	106	1,014	1,015
北河内	7年度	35,069	36,459	222,148	52	1,344	1,285
	8年度	33,997	36,269	227,931	52	1,336	1,280
	9年度	33,450	36,352	223,020	50	1,335	1,279
	10年度	32,564	36,138	218,563	52	1,327	1,273
	11年度	32,134	36,122	179,055	52	1,325	1,272

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人回)	確保方策 (施設数)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
中河内	7年度	12,396	10,440	86,993	23	1,314	810
	8年度	12,322	10,440	86,021	23	1,294	810
	9年度	12,272	10,440	84,876	23	1,284	810
	10年度	12,216					810
	11年度	12,159					810
南河内	7年度	12,612					544
	8年度	12,475					544
	9年度	12,444					544
	10年度	12,397					545
	11年度	12,417					545
泉州	7年度	11,684					567
	8年度	11,585					566
	9年度	11,460					565
	10年度	11,363	19,655	124,646	45	338	563
	11年度	11,243	19,611	123,765	45	337	562
府内 全域	7年度	241,969	285,497	1,695,667	467	6,698	6,418
	8年度	242,200	296,336	1,702,381	473	6,659	6,406
	9年度	243,362	298,811	1,704,826	476	6,642	6,401
	10年度	245,437	302,075	1,694,776	480	6,613	6,398
	11年度	248,719	305,788	1,653,951	480	6,608	6,414

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
大阪市	7年度	721,435	721,435	130,923	130,923	1,639	1,639
	8年度	698,270	698,270	126,835	126,835	1,617	1,617
	9年度	685,036	685,036	122,793	122,793	1,584	1,584
	10年度	671,375	671,375	118,750	118,750	1,548	1,548
	11年度	674,188	674,188	114,707	114,707	1,502	1,502
堺市	7年度	160,000	160,000	30,000	30,000	6,234	6,234
	8年度	169,000	169,000	30,000	30,000	6,234	6,234
	9年度	162,000	162,000	30,000	30,000	6,234	6,234
	10年度	157,000	157,000	30,000	30,000	6,234	6,234
	11年度	153,000	153,000	30,000	30,000	6,234	6,234
北摂	7年度	766,920	766,920	142,226	244,203	5,176	5,176
	8年度	756,940	756,940	142,226	244,203	5,158	5,158
	9年度	744,710	744,710	142,226	244,203	5,147	5,147
	10年度	730,580	730,580	142,226	244,203	5,114	5,114
	11年度	726,595	1,089,217	142,226	244,203	6,064	5,085
北河内	7年度	464,862	490,884	91,592	121,979	6,571	6,719
	8年度	448,874	515,947	88,265	121,092	6,449	6,650
	9年度	432,567	515,511	85,721	120,668	6,334	6,609
	10年度	415,037	512,050	83,095	119,484	6,234	6,584
	11年度	405,547	512,364	81,644	119,378	6,104	6,535

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
中河内	7年度	236,656	133,372	59,270	18,382	1,531	1,839
	8年度	233,514	133,372	58,326	18,382	1,517	1,832
	9年度	231,169	133,372	57,744	18,382	1,499	1,821
	10年度	228,241	133,372	57,067	18,382	1,484	1,811
	11年度	225,271	133,372	56,390	18,382	1,469	1,802
南河内	7年度	154,911	133,372	59,270	18,382	1,531	1,567
	8年度	152,451	133,372	58,326	18,382	1,517	1,555
	9年度	150,291	133,372	57,744	18,382	1,499	1,542
	10年度	148,121	133,372	57,067	18,382	1,484	1,531
	11年度	146,221	133,372	56,390	18,382	1,469	1,496
泉州	7年度	182,331	133,372	59,270	18,382	1,531	7,025
	8年度	180,031	133,372	58,326	18,382	1,517	7,009
	9年度	176,371	133,372	57,744	18,382	1,499	6,968
	10年度	173,321	133,372	57,067	18,382	1,484	6,928
	11年度	170,755	175,821	38,561	38,475	3,542	6,890
府内 全域	7年度	2,687,127	2,901,102	508,036	594,866	27,354	30,199
	8年度	2,639,091	2,933,064	497,197	590,126	27,133	30,055
	9年度	2,582,157	2,919,811	487,583	583,524	26,859	29,905
	10年度	2,523,691	2,895,948	476,246	578,902	26,609	29,750
	11年度	2,501,579	2,905,641	466,923	573,867	26,309	29,544

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	妊産婦健診	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実費徴収に伴う補足給付事業	多様な主体の参入促進事業
		量の見込み (人)	量の見込み (人)	量の見込み (人回)	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
大阪市	7年度	18,430	609	245,565	1	1	1
	8年度	18,454	610	245,891	1	1	1
	9年度	18,527	612	246,855	1	1	1
	10年度	1					1
	11年度	1					1
堺市	7年度						1
	8年度						1
	9年度						1
	10年度						1
	11年度						1
北摂	7年度	1					6
	8年度	1					6
	9年度	1					6
	10年度	1					6
	11年度	13,435	2,009	171,949	8	10	6
北河内	7年度	6,382	1,226	88,883	6	5	2
	8年度	6,280	1,208	87,185	6	5	2
	9年度	6,238	1,201	86,086	6	5	2
	10年度	6,170	1,200	85,034	6	5	2
	11年度	6,127	1,200	83,810	6	5	2

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業	妊産婦健診	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化 事業	実費徴収に伴う 補給給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み (人)	量の見込み (人)	量の見込み (人回)	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
中河内	7年度	4,998	155	72,407	1	11	1
	8年度	4,913	155	70,955	1	11	1
	9年度	4,913	155	70,955	1	11	1
	10年度	4,913	155	70,955	1	11	1
	11年度	4,913	155	70,955	1	11	1
南河内	7年度	3,000	100	30,000	1	1	5
	8年度	3,000	100	30,000	1	1	5
	9年度	3,000	100	30,000	1	1	5
	10年度	3,000	100	30,000	1	1	5
	11年度	3,000	100	30,000	1	1	5
泉州	7年度	5,000	100	50,000	1	1	3
	8年度	5,000	100	50,000	1	1	3
	9年度	5,000	100	50,000	1	1	3
	10年度	5,085	945	59,419	10	8	3
	11年度	4,986	987	52,972	10	8	3
府内 全域	7年度	57,071	5,028	750,124	34	43	19
	8年度	56,678	5,067	744,329	34	43	19
	9年度	56,385	5,112	740,435	34	43	19
	10年度	56,049	5,161	735,642	34	42	19
	11年度	55,768	5,210	726,190	34	42	19

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
大阪市	7年度	5,682	5,682	700	700	159	159
	8年度	5,614	5,614	700	700	160	160
	9年度	5,614	5,614	700	700	162	162
	10年度	5,491					162
	11年度	5,422					163
堺市	7年度	4,500					32
	8年度	4,413					32
	9年度	4,338					32
	10年度	4,261					32
	11年度	4,199					32
北摂	7年度	1,900					476
	8年度	1,889					476
	9年度	1,878					476
	10年度	1,871	2,134	347	369	493	476
	11年度	1,858	2,149	341	367	492	476
北河内	7年度	633	593	85	25	105	105
	8年度	676	636	85	85	125	125
	9年度	721	681	85	85	125	125
	10年度	765	725	84	84	124	124
	11年度	809	769	84	84	124	124

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人)	(人)	(人)	(人)
中河内	7年度	2,466	1,516	160	15	87	87
	8年度	2,426	1,756	156	15	87	87
	9年度	2,376	1,746	153	15	87	87
	10年度	2,326	1,886	150	15	87	87
	11年度	2,276	1,886	150	15	87	86
南河内	7年度	1,026	986	0	0	52	52
	8年度	1,016	986	0	0	62	62
	9年度	1,006	986	0	0	62	62
	10年度	996	986	0	0	62	62
	11年度	986	986	0	0	62	62
泉州	7年度	1,016	986	0	0	31	31
	8年度	996	986	0	0	31	31
	9年度	976	986	0	0	31	31
	10年度	966	986	0	0	31	31
	11年度	943	943	0	0	49	31
府内全域	7年度	17,216	16,447	1,345	1,132	948	942
	8年度	17,025	16,571	1,355	1,230	979	973
	9年度	16,855	16,476	1,348	1,229	998	975
	10年度	16,678	16,619	1,339	1,226	997	974
	11年度	16,493	16,512	1,330	1,224	996	974

数値は暫定値。
府内市町村の数値が確定され次第、
記載します。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行う等の連携の推進方策

基本的な指針において、都道府県は、市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めることとされています。

大阪府としては、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」に基づき、運営費（施設型給付費及び地域型保育給付費並びに私立保育所に係る委託費等を含む。以下同じ。）の事務処理状況等について、市町村監査を実施し、必要な助言や措置を講じることとしています。引き続き、市町村監査を実施するとともに、市町村から大阪府への相談事案に適切に対応し、必要に応じて市町村が子ども・子育て支援法に基づき実施する確認監査に、大阪府が児童福祉法若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により実施する施設監査を併せて実施することにより連携を図っていきます。

- (2) 児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村との連携方策

基本的な指針において、都道府県は、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と都道府県間での連携が図られるよう方策を定めることとされています。

大阪府においては、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用や基本的な情報の周知などにより、市町村域を超えた預かり保育事業や認可外保育施設等が利用がしやすくなるよう取り組んでいきます。

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態

大阪府では、幼稚園・保育所・認定こども園等における人材確保の状況を把握するため、令和6年3月に「大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査」を実施し、主な調査結果を以下に示しています。

➤ 求人数に対する充足率と人材確保の状況

求人数に対する充足率が100%以上の施設は56.9%（100%が46.3ポイント、101%以上が10.6ポイント）にとどまっており、前回調査時（5年前）と比較すると67.6%より10.7ポイント減っています〔図1〕。

また、人材確保については正規職員・非正規職員・新卒者すべてにおいて、確保しにくいと答えている割合が前回調査より増えています〔図2〕。

➤ 学生の就職先の見つけ方と職員採用の有効な募集方法

保育士養成施設の学生は就職先となる施設を「学校の紹介」「就職説明会への参加」「実習等への参加」等を通じて見つけています〔図3〕。

また、保育施設が有効と考える正規職員採用の募集方法は「大学等の養成施設からの紹介」が最も高く、次いで「合同就職説明会」です〔図4〕。

➤ 行政に期待する支援

保育士養成施設が、学生が保育所等で働き続けるために行政に期待する支援は「職員の給与の向上を図るための支援」が最も高く、次いで「返還免除のある就学資金貸付」「高校生へのアプローチ（保育体験学習など）」です〔図5〕。

また、私立保育所・幼稚園・認定こども園等が職員の確保・離職防止のために行政に期待する支援は「職員の処遇改善」が最も高く、次いで「養成機関への働きかけ」です〔図6〕。

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態（続き）

➤ 保育施設職員の働きたい理由と離職理由

職員が働きたい理由は「職場の雰囲気や人間関係の良さ」が最も高く、次いで「結婚や出産・子育てに対する協力体制がある」「休暇の取りやすさ」「通勤時間、通勤のしやすさ」です〔図7〕。

また、離職理由は「職員間の人間関係」が最も高く、次いで「出産・子育て」「勤務時間・勤務日数の過重、休暇の取りにくさ」「給与」です〔図8〕。

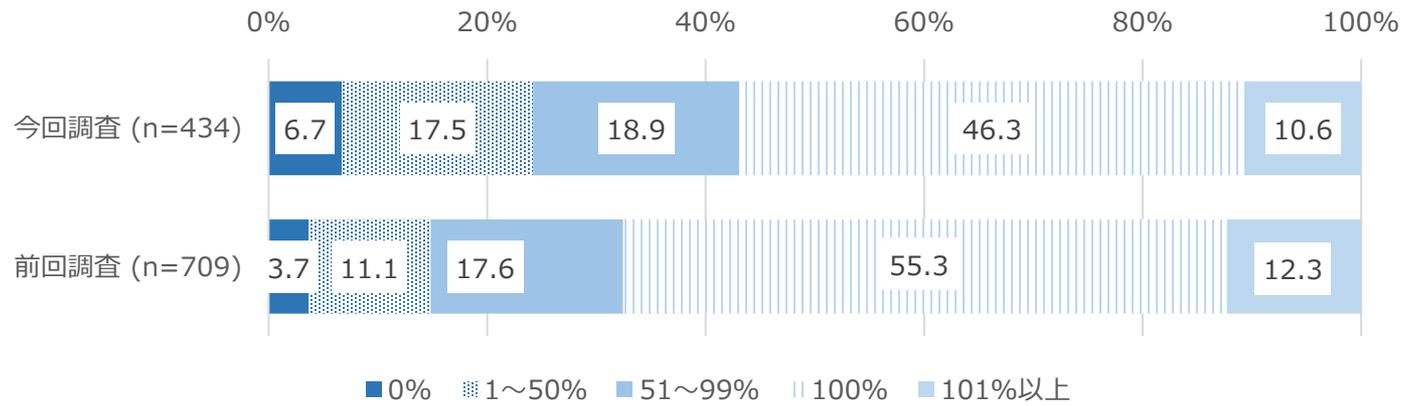
➤ 保育士等資格取得見込み者が、今後保育士・幼稚園教諭・保育教諭として働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること〔保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人〕〈前回調査より追加〉

「職場の人間関係が良好であること」の比率が最も高く、次いで「将来的な十分な報酬を得て、生計を立てられること」「将来、仕事と子育てなどの家庭生活の両立ができること」「保護者への対応に不安がないこと」「十分な指導を受けたり、相談したりすることができること」の比率が高くなっています〔図9〕。

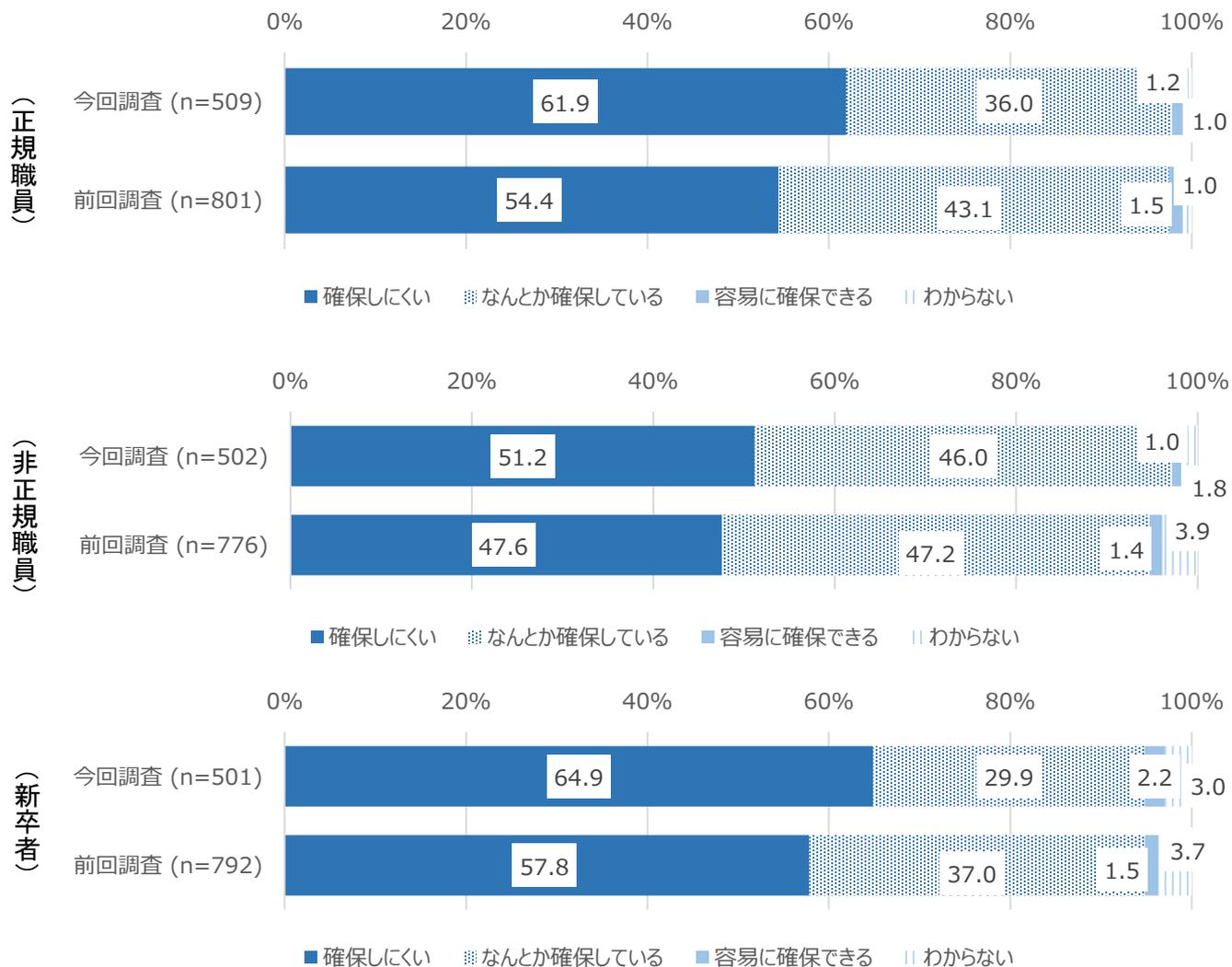
➤ 保育士登録者が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたって有効と考える支援〔現在、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いていない人〕

「給与等の処遇改善」「労働負担の軽減」「産休・育休・時短・年休等の子育てとの両立支援」の比率が高くなっています〔図10〕。

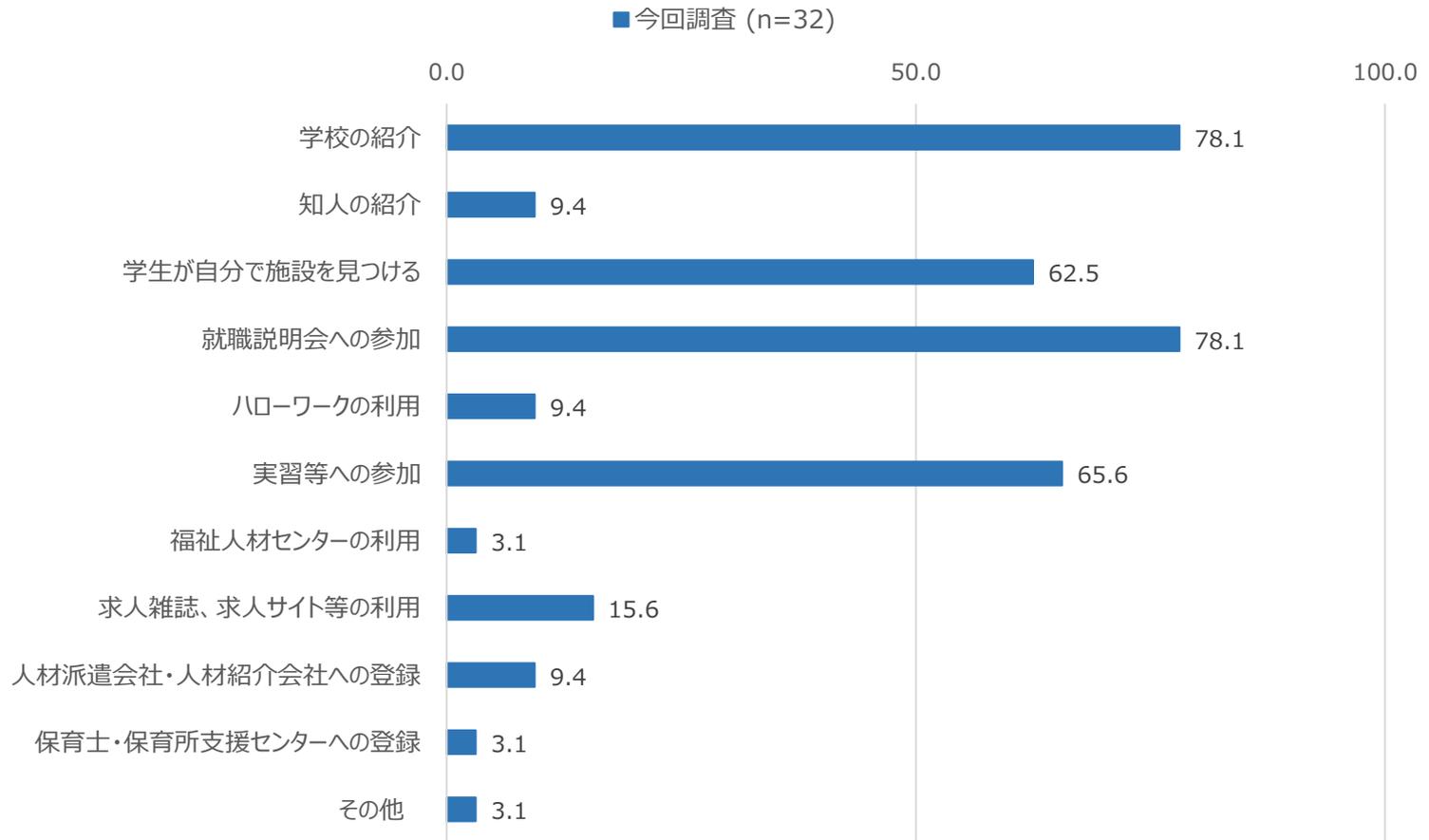
[図1: 求人数に対する充足率]



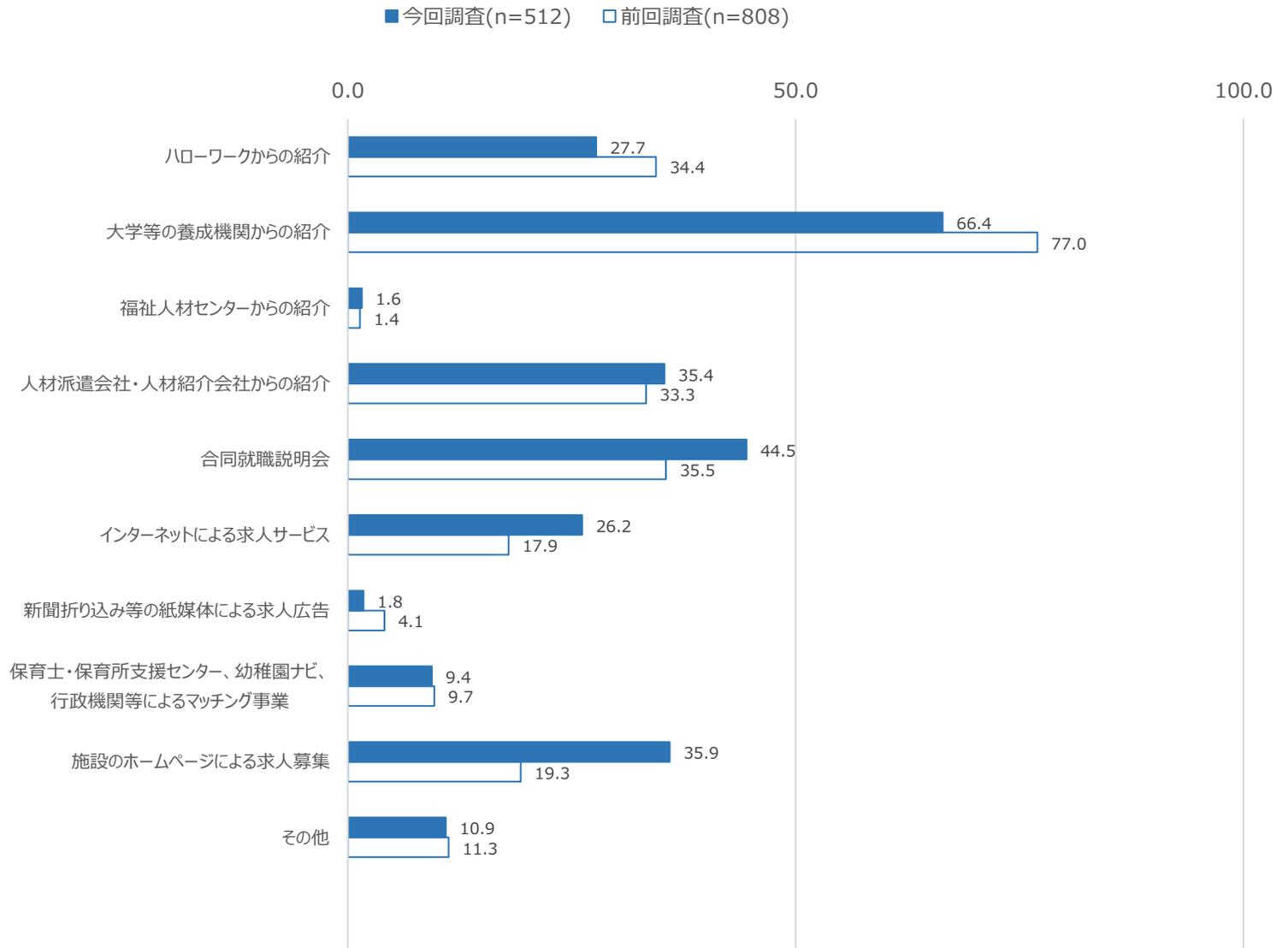
[図2: 人材確保の状況]



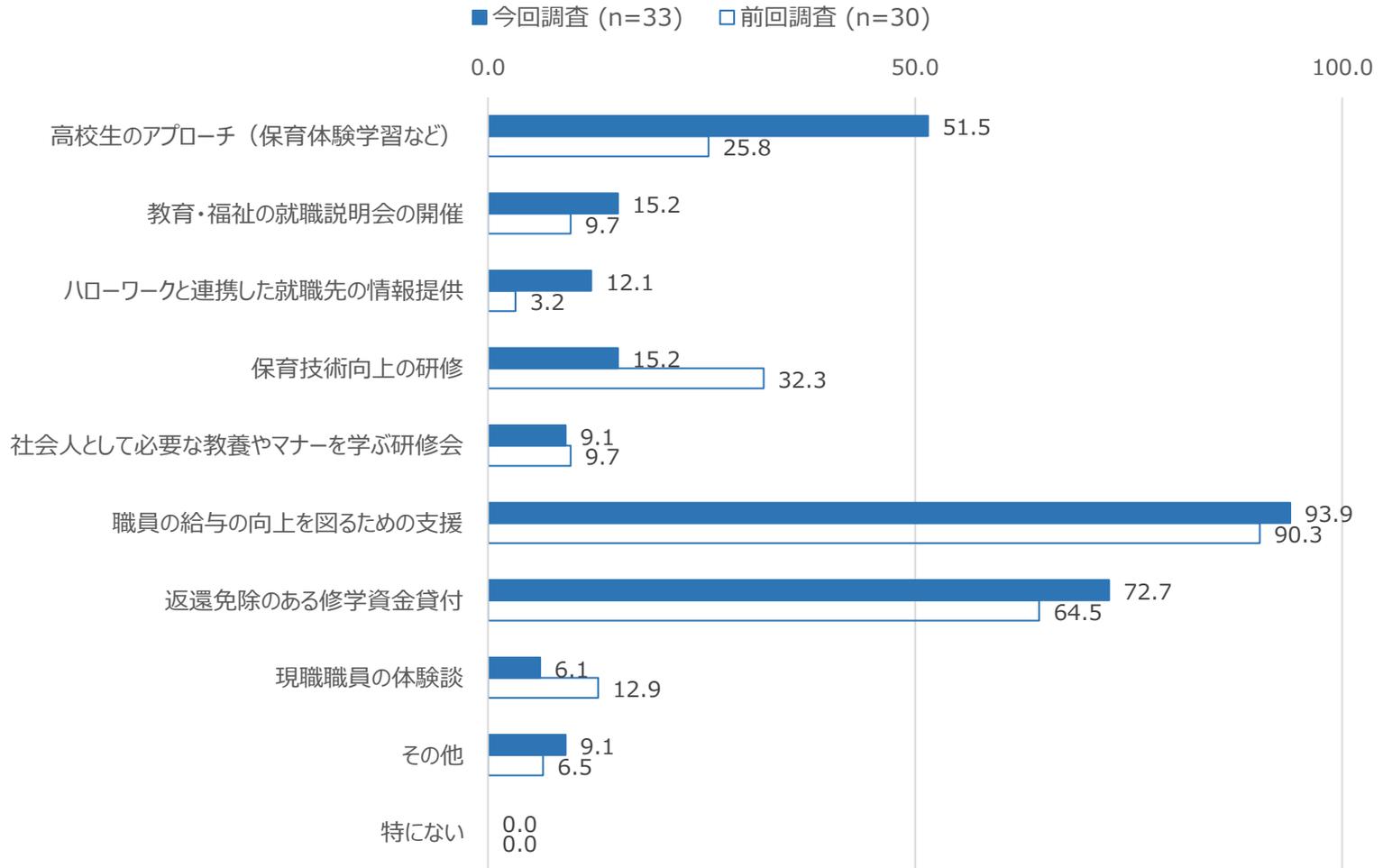
[図3:学生の就職先の見つけ方]



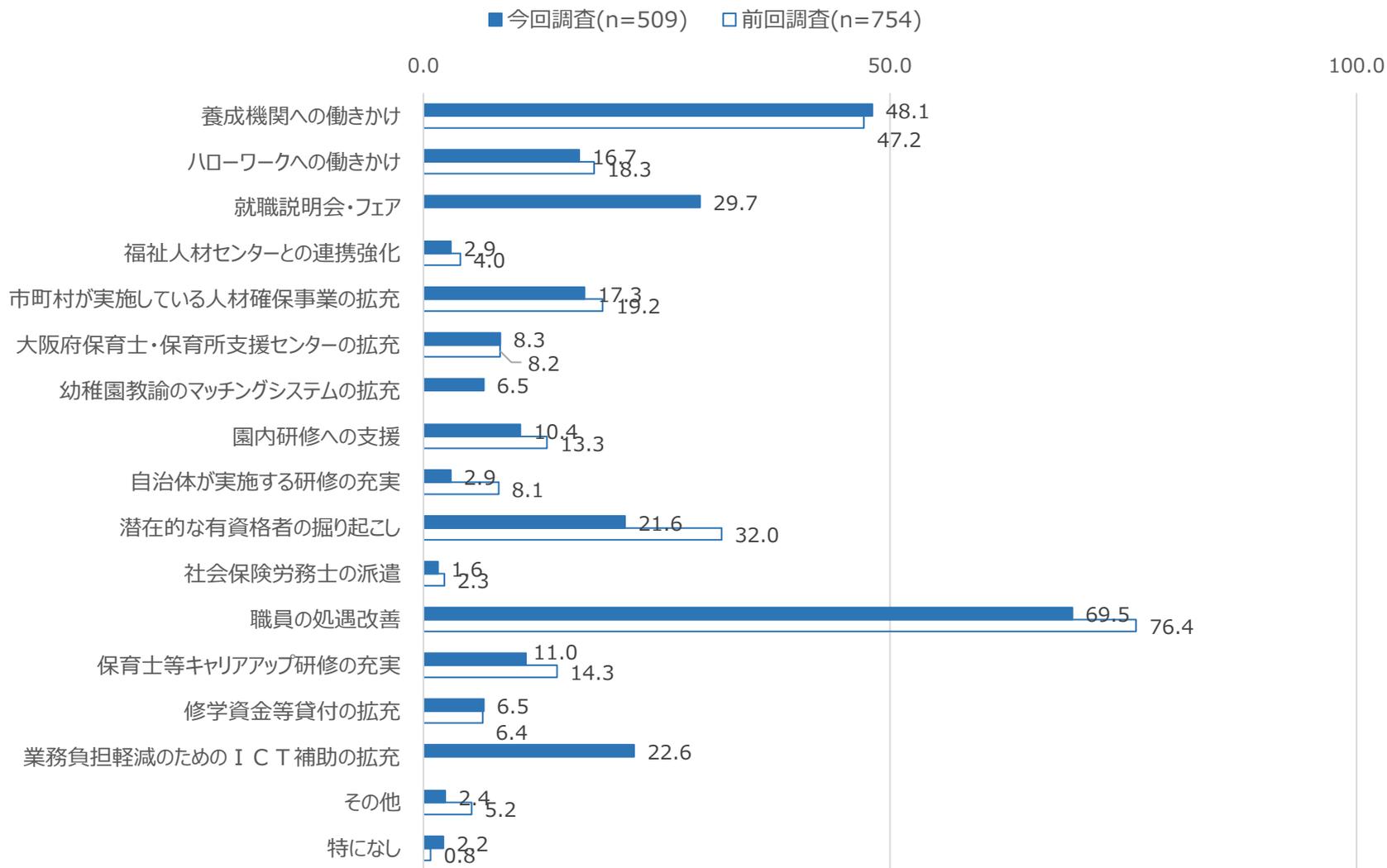
[図4: 職員採用の有効な募集方法(正規職員)]



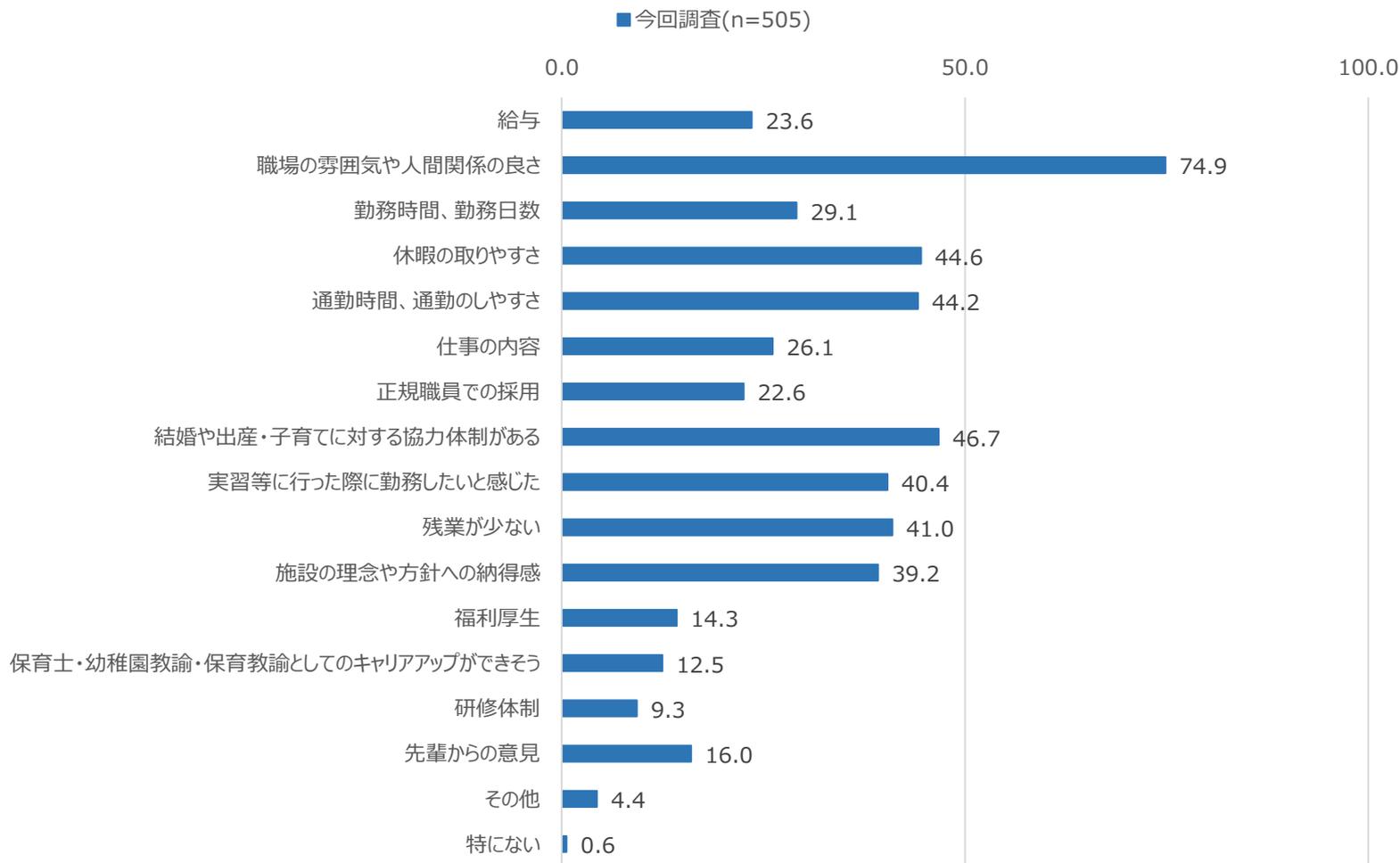
[図5: 学生が働き続けるための行政の支援]
(養成施設)



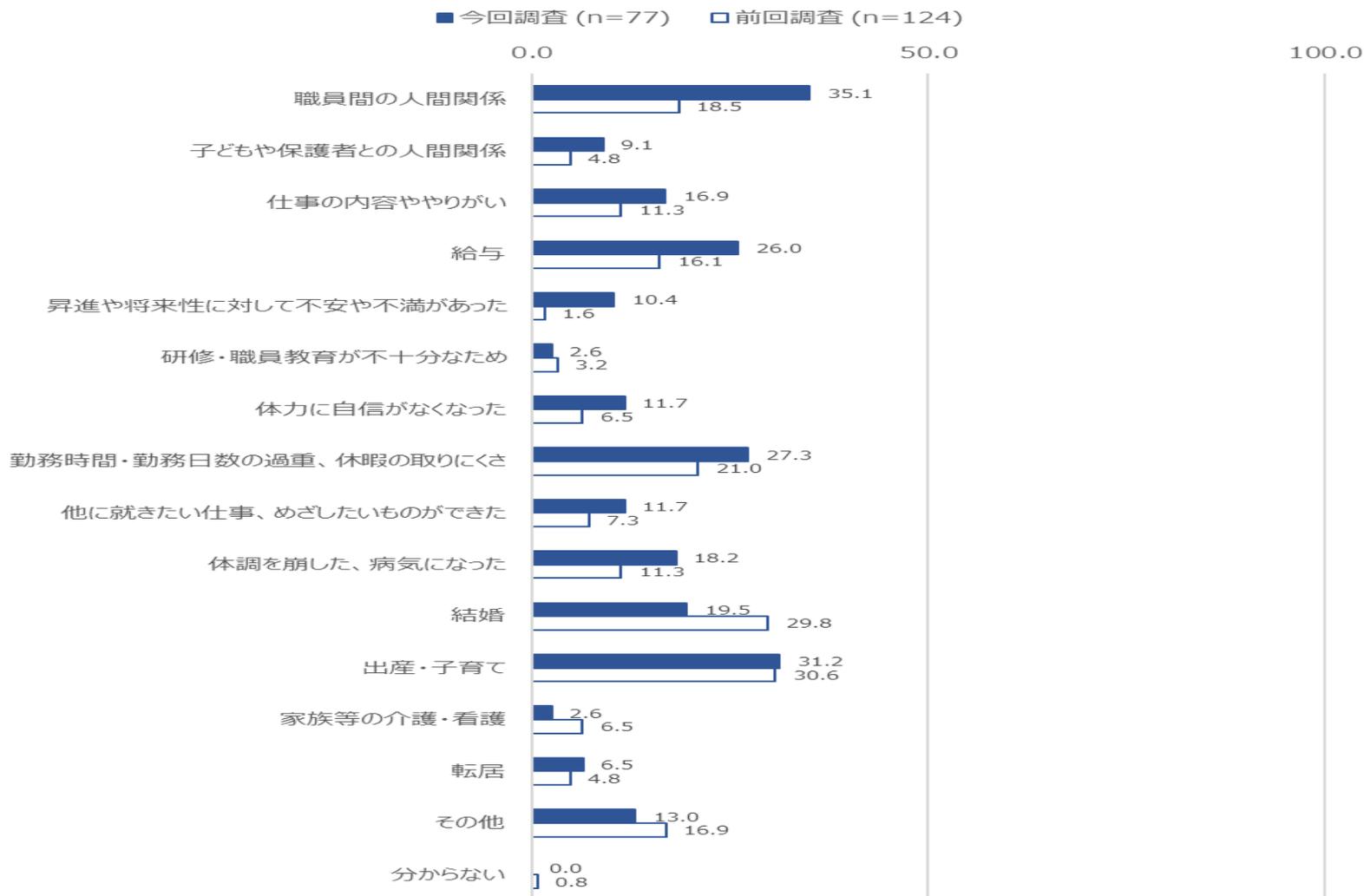
[図6:職員の確保・離職防止のために期待する支援]



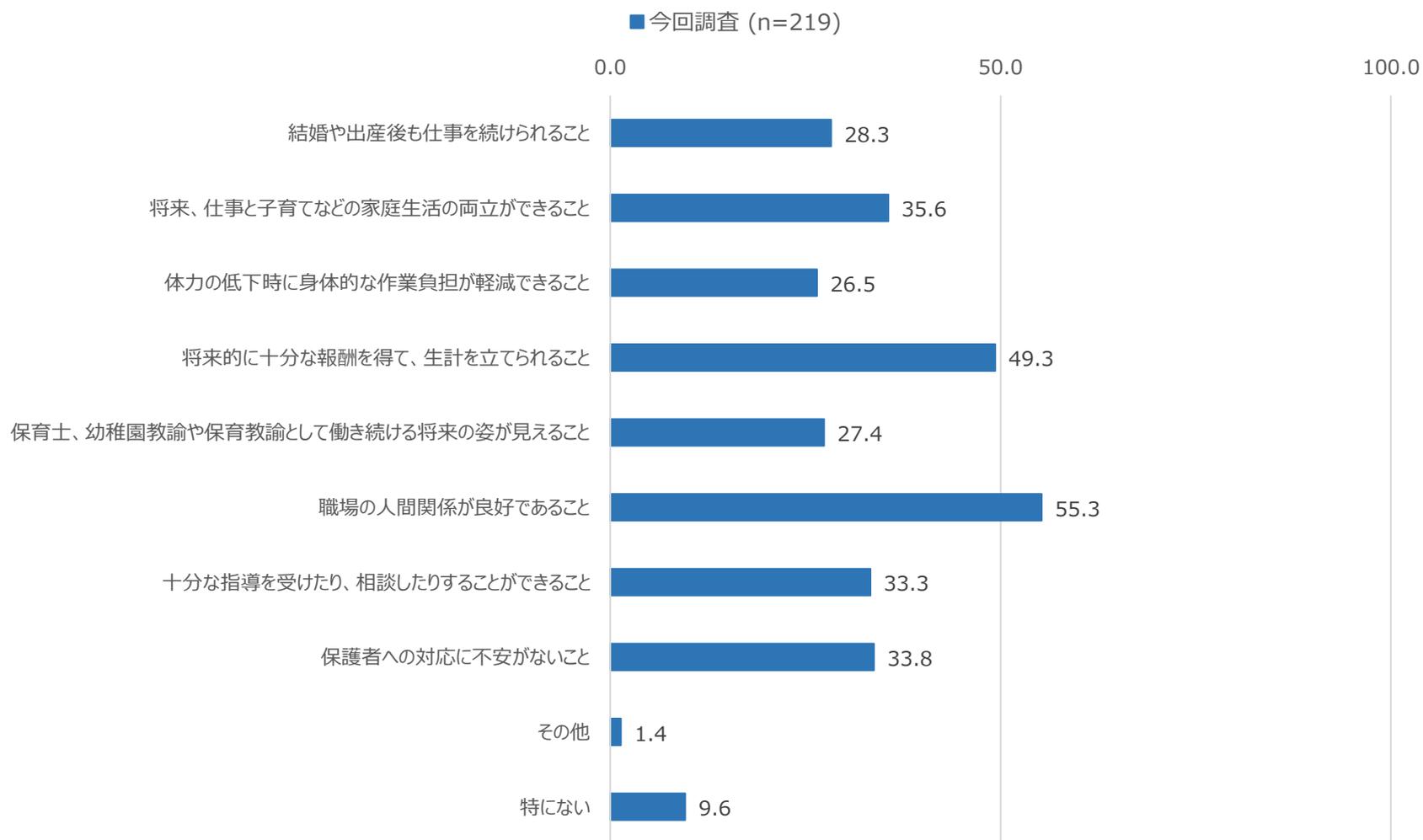
[図7:職員が働きたい理由]



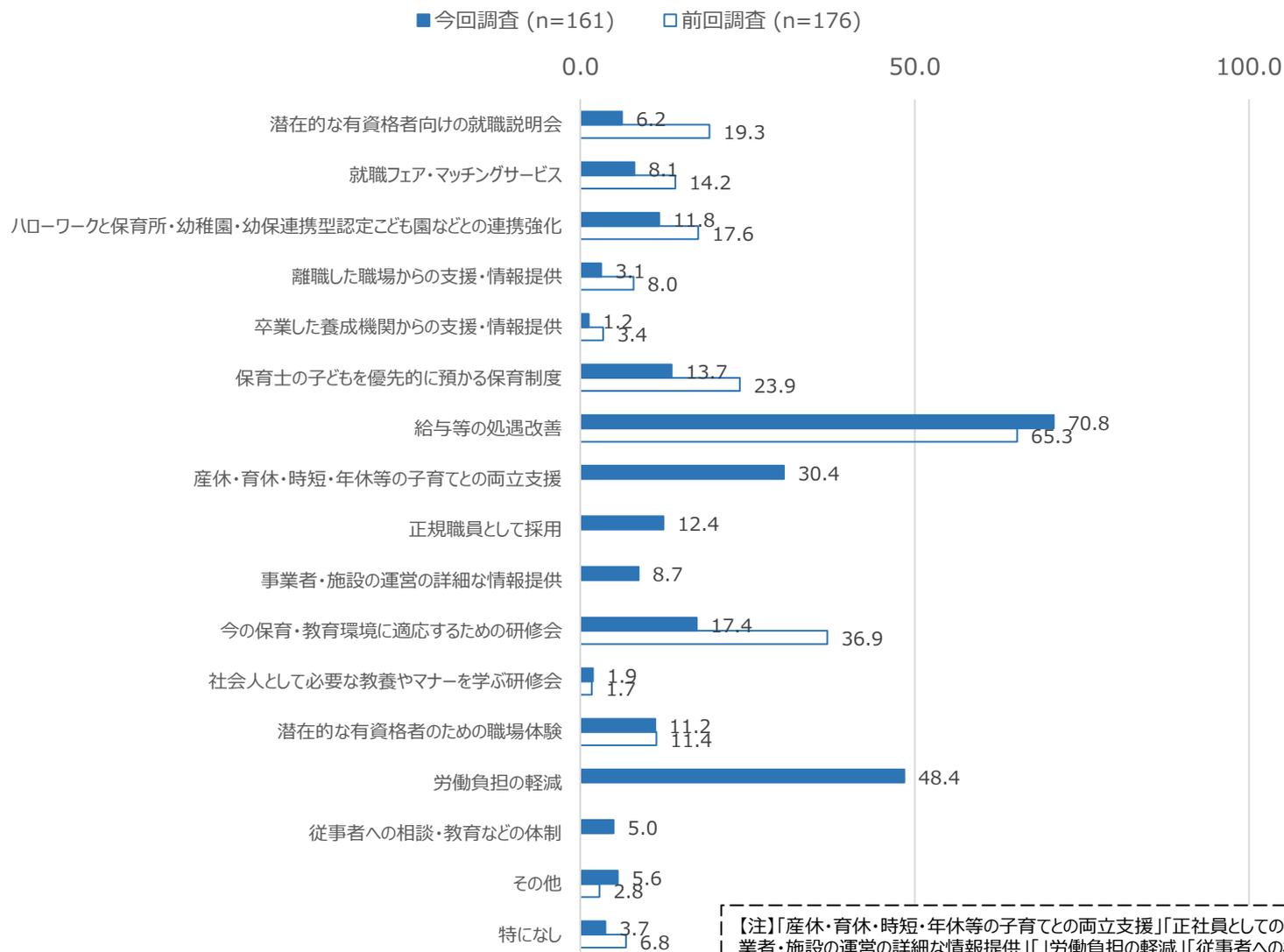
[図8: 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等の離職理由]
 (以前に保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等で働いていたことがある人)



[図9: 今後働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること]
 (保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人)



[図10: 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたり有効と考える支援]
 (保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いたことがない人)



【注】「産休・育休・時短・年休等の子育てとの両立支援」「正社員としての採用」「事業者・施設の運営の詳細な情報提供」「労働負担の軽減」「従事者への相談・教育などの体制」の項目は今回調査より追加

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数

厚生労働省が実施する「社会福祉施設等調査」並びに、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定めた「教育・保育の量の見込み及びその提供体制から算出した結果は下記のとおりです。

ア) 供給面（大阪府における現状の職員数からみて将来的に従事しているであろう従事者数）

（単位：人）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。				
幼稚園教諭					

イ) 供給から需要（実態に応じた数※）を差し引いた数

（単位：人）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。				
幼稚園教諭					

※保育教諭・保育士については配置基準数×●●倍（大阪府調査に基づく）

幼稚園教諭については利用児童数×●●倍（大阪府の利用児童と従事者の実数に基づく）

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(3) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及就業の促進等に関する事項

教育・保育を行う者の養成及び就業の促進に向け、次のように取り組んでいきます。

アー１）有資格保育士等の確保

・地域限定保育士試験の実施

実技試験による通常試験と同時に、保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やします。

・幼保連携型認定こども園で教育・保育を行う保育教諭の確保

認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後10年間（令和6年度末）から15年間（令和11年度末）に延長されました。幼保連携型認定こども園での保育教諭の確保に向け、資格併有（幼稚園教諭の保育士資格取得及び保育士の幼稚園教諭免許状取得）を促進する「保育教諭確保のための資格等取得支援事業」に取り組み対象職員の経過措置期間中の併有をめざします。

アー２）勤務保育士等の確保

・保育士・保育所支援センター事業の実施

保育士資格を有しているが、保育所等で就労していない、いわゆる潜在保育士を対象とした就職相談、復職応援セミナーや職場体験等を実施する「保育士・保育所支援センター事業」を推進し、潜在保育士の就職・復職を支援するとともに、市町村やハローワーク等と連携し、保育人材確保に取り組めます。

イ）従事者の定着等に向けた取組

保育支援者の活用により保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業や保育士の専門性向上や人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。

また、施設型給付等においては、処遇改善等加算の拡充などの更なる見直しにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の一層の改善に取り組めます。

これらの施策に取り組むことにより、今後5年間で●●人の保育人材の供給に繋げていきます。

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

【確保見込み数】

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
毎年度取組数					
翌年度に反映される確保数	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。				
類型数					

上記の人数が確保された後の不足数は下記のとおりとなり、令和●年度末には保育教諭・保育士について、需要に応じた数が確保される見込みとなります。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。				
幼稚園教諭					

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(4) 教育・保育を行う者の確保及び資質の向上

教育・保育を行う者の資質向上について、次のように取り組んでいきます。

ア) 幼児期における学びの質の向上

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成するとともに、認定こども園や保育所、幼稚園等で幼児教育に携わる、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、担当部局間で連携して研修や人材育成のプログラムを実施します。

イ) 課題に応じた研修の実施

保育・教育の現場での課題に対応できる、専門的な知識や技術を有する人材を育成するため、保育現場における事故防止、配慮の必要な子どもへの支援、子どもの権利擁護などについての研修を、市町村や関係団体と連携しながら実施します。

ウ) 保育現場におけるリーダー的職員の育成

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」は、修了した保育士等の処遇改善にもつながるものです。

引き続き、キャリアアップをめざす保育士等が自身のニーズに応じて研修を選択できるよう、研修実施機関が創意工夫により、利便性の高いオンライン実施、受講者間のネットワーク構築も可能な実地開催など、多様な研修を提供できる環境づくりを行います。

5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(5) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

◆放課後児童対策について

放課後における子どもの居場所については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」及び国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取組を進めていきます。

ア) 放課後児童クラブの実施主体である市町村が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」における放課後事業健全育成事業の量の見込み及びその提供体制に基づき、市町村の計画的なクラブの整備を支援し、待機児童の解消に努めます。

イ) 放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修の実施により、支援員の確保や質の向上に努めます。

ウ) 福祉部と教育庁の連携等によりし、障がいがあるなど特別な支援の必要な児童を含むすべての子どもの多様な放課後の居場所づくりに努めます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

①子どもの権利擁護

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」及び第4章3. 23「子どもの権利を保障する取組の推進」に記載

②児童虐待の発生予防・早期発見

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」及び第4章3. 16「児童虐待の防止」に記載

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応（子ども家庭センターの体制強化等）

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」及び第4章3. 16「児童虐待の防止」に記載

(2) 社会的養育の充実・強化

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」及び第4章3. 18「社会的養護を必要とする子ども等に対する支援」に記載

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

第5章「重点施策⑮ひとり親家庭等への支援の充実」及び第4章3. 29「ひとり親家庭等の自立促進」に記載

(4) 障がい児施策の充実等

第5章「重点施策⑩障がいのある子どもへの支援の充実」及び第4章3. 19「障がいのある子どもへの支援の充実」に記載

7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

(1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

(2) 教育・保育情報の公表に関する事項

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、市町村と特定子ども・子育て支援施設等の情報共有を行うとともに、指導監査等を相互に連携し効率的・効果的に実施します。また、市町村間の意見交換の機会を設け、制度等のきめ細かな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」及び第4章3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」及び第4章3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載